

臨時福祉給付金

子育て世帯臨時特例給付金

申請期限は

平成26年10月10日(金)

申請忘れは ありませんか？

臨時福祉給付金

対象／町民税（均等割）が課税されていない方

●町民税（均等割）が課税されている方の扶養親族や、生活保護を受けている方は対象外です。

給付金／10,000円（1人につき）

※各種年金や各種手当を受給している方は、5,000円が加算されます。

＜申請書の他に必要なもの＞

【全 員】 通帳の写し（名義・口座番号が分かるページ）

【年金受給者】 平成26年6月発行の年金額改定通知書の写し

【手当受給者】 証書の写しもしくは受給が確認できるものの写し

子育て世帯臨時特例給付金

対象／平成26年1月分の児童手当、特例給付を受給している方で平成25年中の児童手当の所得が所得制限未満の方

●生活保護を受けている方、臨時福祉給付金の対象者は対象外です。

給付金／10,000円（対象児童1人につき）

●公務員の方は、各所属庁から交付される専用の申請書で申請してください。併せて、児童手当（特例給付）受給状況証明書を提出してください。

○提出先 役場保健福祉課福祉係 [電話 0146-26-9003 (直通)]

○その他 申請書を紛失した場合は、再発行しますので、お問い合わせください

※申請期間内に申請書等の提出がない場合には、給付金は支給できません



砂時計を見ながら、ブクブクうがいをします

8月から、町立保育所で、保護者が参加を希望した4〜5歳児を対象に、フッ化物洗口をはじめました。
現在、町内の保育所・幼稚園7カ所のうち4カ所でフッ化物洗口を実施しています。
最近の子どもは、むし歯本数の多い子と全くない子の差が目立つ

むし歯予防に 大きな期待



保育士が説明をしながら、うがいを実施

たり、小学校に入学後のむし歯の増加がみられます。そこで、永久歯のむし歯予防効果が高いフッ化物洗口を実施することになりました。
フッ化物の利用に合わせて、歯みがきや、おやつのとおり方などの注意を続けることで、むし歯予防効果が高くなりますので、家庭でも引き続き、むし歯予防に気を配りましょう。

町立保育所でフッ化物洗口スタート